

公的年金からの

特別徴収

年金保険者(日本年金機構など)が、 公的年金から市・道民税や国民健康保険料などを差し引いて、年金 受給者に代わり納める制度

医療制度の保険料や市・道民税の納付方法が、公的年金からの特別徴収となっている方、新たに特別徴収となる方の徴収方法をお知らせします。

金額などは、個別に送付する納付通知書や納税通知書などでご確認ください。

仮徴収って?

医療制度の保険料や市・道民税は、前年の所得により決定しますが、その所得の確定が6月以降になるため、決定するまでの間、暫定的に(仮に)徴収することです。

なお、後期高齢者医療制度と介護保険の保険料は、前年の 10 月からの徴収額が増減する場合、6・8 月の徴収額を変更し調整することがあります。

本徴収って?

所得が確定し1年間の保険料や市・道民税が決定した後、 仮徴収で納めた額を差し引いて、残りの額を徴収することです。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料

市・道民税

すでに特別徴収となっている方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8 月に支給される年金から仮徴収し、残りを10・12 月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

4月から新たに特別徴収となる方

平成31年度年間保険料の6分の1を4・6・8月に支給される年金から仮徴収します。残りを10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

なお、年度の途中から加入した方の保険料は、1年間分の保険料相当額で計算します。6月または10月から特別徴収で納める場合もあります。

例 平成31年度の年間保険料54,000円、令和2年度の年間保険料が67,500円の場合

| | | | 度 | 単位:円 | | | | |
|----|---|-----------|-------|-------|------------|--------|--------|--|
| 月 | | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | |
| 区 | 分 | 特別徴収(仮徴収) | | | 特別徴収 (本徴収) | | | |
| 保険 | 料 | 9,000 | 9,000 | 9,000 | 13,500 | 13,500 | 13,500 | |
| 年 | 額 | 67,500 | | | | | | |

問合先 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、 市国保医療助成課保険料収納グループ 介護保険料は、市高齢介護課介護保険グループ 平成31年度年税額の6分の1を4・6・8月に支給される年金から仮徴収し、残りを10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

新たに特別徴収となる方

令和2年度年税額の4分の1を6・8月に普通 徴収(納付書・口座振替による納税)で納め、残 りを10・12月、翌年の2月に支給される年金か ら3回に分けて特別徴収します。

例 令和2年度の年税額60,000円の場合

| | | 令和 | 2 年度 | 単位:円 | | |
|-------|--------------|---------------|--------|--------|--------|--|
| 月 | 6月 (第1期) | 8月(第2期) | 10月 | 12月 | 2月 | |
| 区分 | 普通徴収 または口 | (納付書 座振替) | 特別徴収 | | | |
| 税 額 | 15,000 | 15,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | |
| 年 税 額 | 60,000 | | | | | |

*令和2年度市民税・道民税(個人住民税)税額 決定・納税通知書、は、6月中旬に送付します。

問合先 市税務課市民税グループ